

仕様書番号：第 3KLO-Z3061 号
作成年月日：令和 5 年 1 月 9 日

設施清掃役務

件名	施設等清掃役務				仕様書番号	1 / 8
	表紙				縮尺	— : —
種別	陸上自衛隊教育訓練研究本部総合企画部管理課					

役務仕樣書

1	役 務 名 :	施設等清掃役務
2	役務場所 :	東京都目黒区中目黒2-2-1 目黒駐屯地 (陸上自衛隊地区)
3	役務概要 :	教場棟 (51号建物) 内部 (ホール、階段、便所) の清掃 陸上自衛隊地区の草刈整備 : 1 式 : 1 式
4	一般事項 :	本役務は、本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書 (現行版)」等による。

一 般 共 通 事 項

項 目	細 部
1 協 議	本仕様書及び図面に質疑が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
2 軽微な変更	現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその都度指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。
3 復旧・補償	役務実施に際して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合又は施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において復旧及び補償すること。
4 使用材料	使用材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査に合格したものを使用する。
5 現場管理	請負者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には、危険標示等の処置を行うこと。
6 施設等への立入	作業現場及び許可された場所以外への無断立入り等は厳禁とする。
7 書類手続	役務に必要な申請及び提出書類は監督官の示す規格様式で作成し提出すること。
8 秘密厳守	役務実施によって知り得た内容に関して監督官の許可なく漏洩してはならない。
9 発生材	金属類発生材は関係書類提出後監督官の指示する場所に集積する。その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき処理すること。なお、その結果を書面（マニフェスト等）にて提出すること。
10 後片付け・清掃	役務完了に際して作業現場の後片付け及び清掃を行うこと。
11 電気・水の使用	役務に使用する電気及び水等は官側負担とする。

實事求是

項目	金額	船
----	----	---

令和6年2月1日～令和6年3月31日

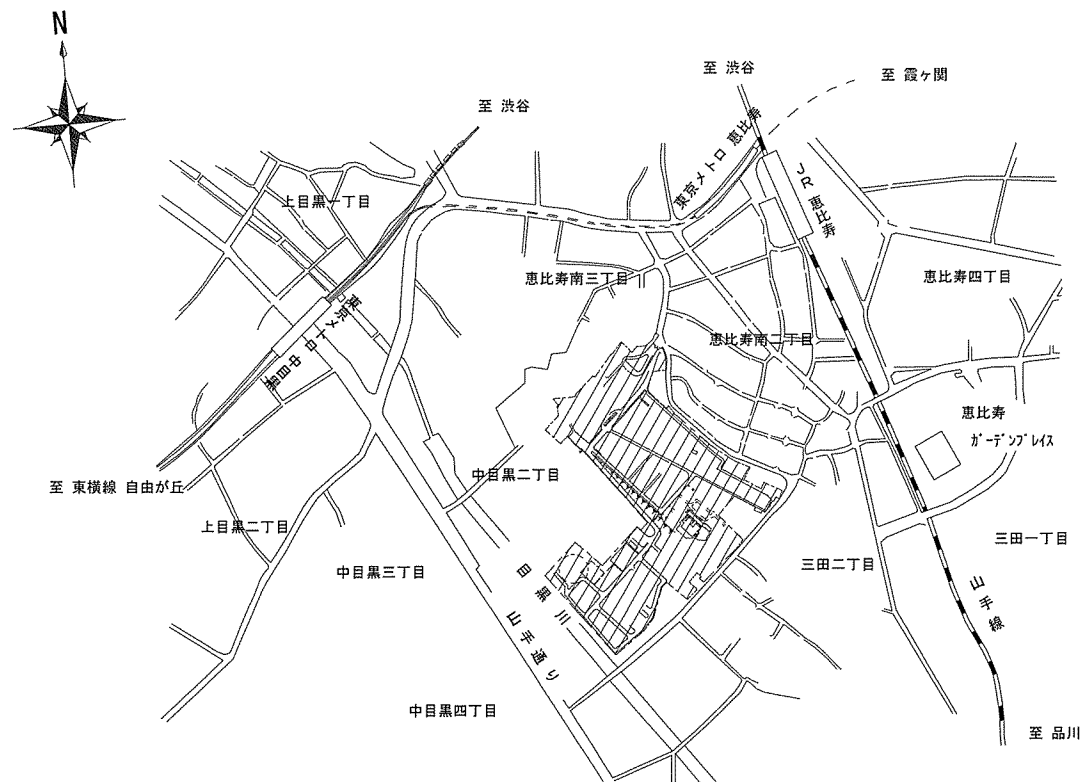
(1) 清掃場所及び清掃種別は下表による。

清掃場所			日常清掃		定期清掃	
階	室名等	構造	面積 (㎡)	平日 日1回	平日 週1回	2か月に 1回
1F	玄関ホール	塗り床	39.00㎡	○		○
1F	階段	タイルカーペット	10.30㎡		○	○
中2F	階段	タイルカーペット	35.00㎡		○	○
2F	階段	タイルカーペット	35.00㎡		○	○
3F	階段	タイルカーペット	35.00㎡		○	○
中2F	便所（男子A）	ビニル床シート	15.00㎡	○		○
2F	便所（女子）	ビニル床シート	15.00㎡	○		○
3F	便所（男子B）	ビニル床シート	15.00㎡	○		○

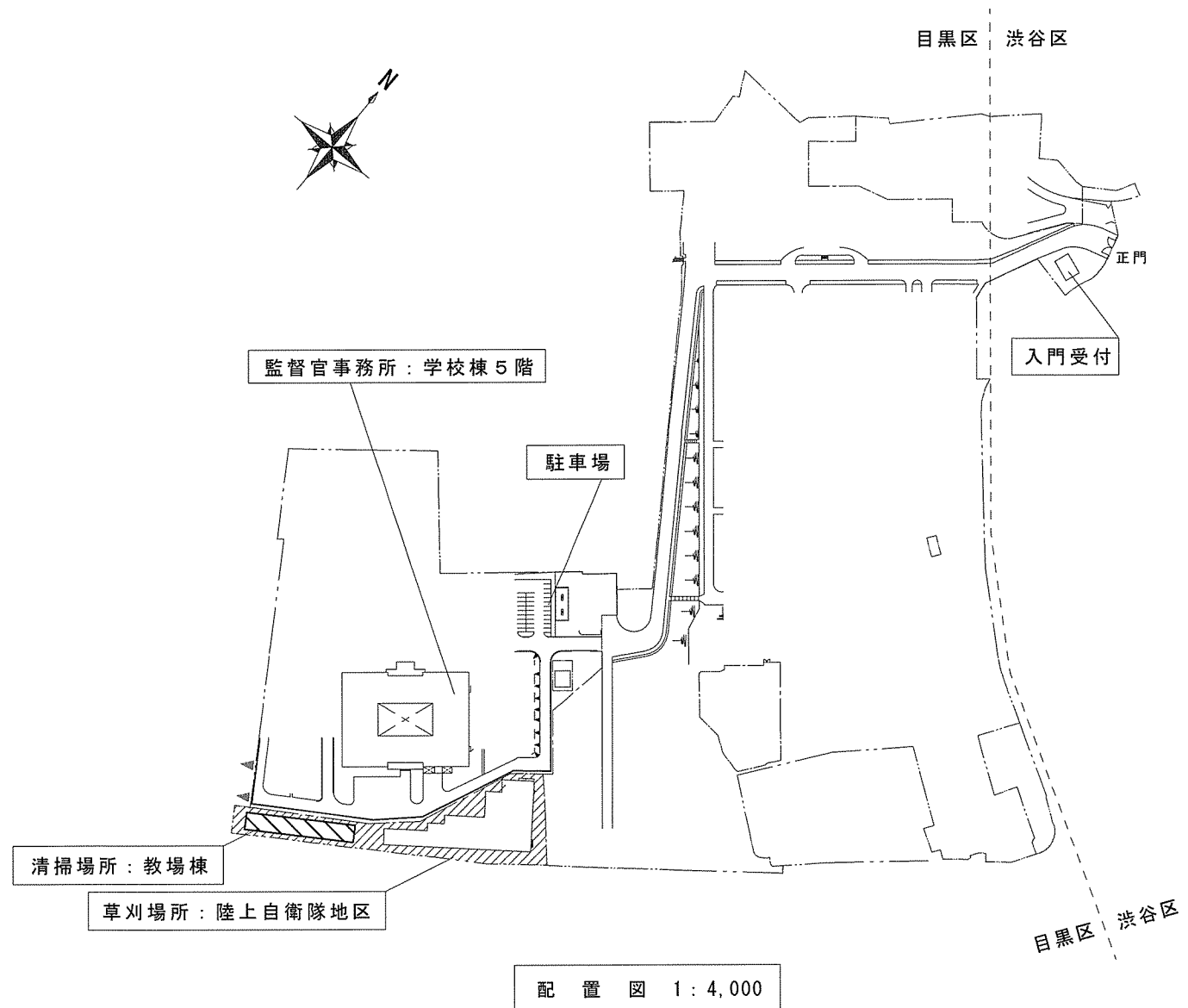
件 名	施設等清掃役務			仕 様 書 番 号	2 / 8
種 別	仕 様 書 1			縮 尺	— : —
陸上自衛隊教育訓練研究本部総合企画部管理課					

特 記 事 項				
項 目	細 部			
	(2) 清掃区分及び実施基準日等は表 1 のとおりとし、各区分ごとの数量は表 2 のとおりとする。			
	(表 1)			
	区分	実施基準日		
	日常清掃①	平日のみ毎日 1 回		
	日常清掃②	毎週平日（水曜基準）のみ 1 回		
	定期清掃	2 か月に 1 回（平日以外）		
	(表 2)			
	区分	数量	2月	3月
	日常清掃①	39	19	20
	日常清掃②	7	4	3
	定期清掃	1	0	1
	(3) 作業要領等（日常清掃）			
	7 ホール			
	(7) 自在箒又は真空掃除機を用いて床及びマットの埃を取り除き、汚れが落ちない場合は、モップ等を用いて拭き取る。			
	(イ) 壁面の汚れを拭き取る。			
	(ウ) スイッチ周りの汚れを拭き取る。			
	(エ) 出入口の扉の内外の汚れ及び埃を拭き取る。			
	イ 階段			
	(7) 自在箒又は真空掃除機を用いて床及びマットの埃を取り除き、汚れがない場合は、モップ等を用いて拭き取る。			
	(イ) 手すり部分の汚れを拭き取る。			
	(ウ) 壁面の汚れを拭き取る。			
	ウ 便所及び洗面所			
	(7) モップ等を用いて床の汚れを拭き取る。			
	(イ) 衛生陶器に専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。同様に金属類も拭きあげる。			
	(ウ) 扉、間仕切り及び壁面の汚れ及び埃を拭き取る。			
	(エ) 洗面台に専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげ、鏡を乾拭きする。			
	(オ) ゴミ箱のゴミを収集し、汚れを拭き取る。			
	(4) 作業要領等（定期清掃）			
	7 床の表面洗浄（塗り床、ビニル床シート）			
	(7) 自在箒又は真空掃除機を用いて床の埃を取り除く。			
	(イ) 床面を十分にぬらした後、専用洗剤をむらのないよう塗布する。			
	(ウ) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。			
	(エ) 床用スクイジー等で汚水を除去する。			
	(オ) 樹脂床維持材を塗り残しや塗りむらのないよう塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。			
	件 名	施設等清掃役務	仕様書番号	3 / 8
種 別	仕様書 2	縮 尺	— : —	
陸上自衛隊教育訓練研究本部総合企画部管理課				

特 記 事 項		
項 目	細 部	
	イ 床以外の清掃 (7) 壁は鳥毛はたき、静電気防塵具等で埃を取り除き、汚れが落ちない場合は水又は適正洗剤を用いて拭きあげる。 (4) フロアマットは適正洗剤や水を用いて洗淨し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いた場合は清水で洗剤分を除去した後、乾燥させる。 (5) 窓ガラスは内側のみとし、下記の作業を行う。 a ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布した後、窓用スクイジーで汚水を除去する。 b ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 c ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	
3 草刈作業	(1) 作業範囲は「草刈作業配置図」によるものとする。 (2) 作業回数は1回とし、実施時期は監督官と調整し決定する。 (3) 実施要領 ア 刈丈は、地肌が見えない程度で監督官と調整するものとする。 イ 機械刈りが困難な場所は手抜き除草及び手刈りとする。 ウ 外柵等に絡みついた葛（下枝含む）等は、刈り取り除去するものとする。 エ 草以外のゴミ等（紙くず、空き缶等）も収集する。（処理は官側で行う。） オ 道路、側溝等に石及び土が飛んだ時は、清掃するものとする。 カ 道路等に草が生えている場合は、除去するものとする。	
4 集積・運搬 処分等	(1) 草刈作業後の枝葉・草等の処分は、各作業中及び作業終了後、適宜に集積等を実施し、それらが敷地内に飛散しないように行うものとする。 (2) 作業後、枝葉・草等の集積場所は監督官の示す場所に集積するものとする。 (3) 収集した枝葉・草等の処分は、請負者の責任処分（場外処理）とし、廃棄物等回収処理における関係法令等を遵守し実施するものとする。 また、処理後速やかに「処理業者による受入証明書等」を提出するものとする。	
5 提出書類	その日の役務終了後、作業報告書（様式随意）を提出するものとする。	
6 検 査	目視検査及び作業報告書により実施する。	
件 名	施設等清掃役務	仕様書番号 4 / 8
種 別	仕様書 3	縮 尺 ー : ー
陸上自衛隊教育訓練研究本部総合企画部管理課		

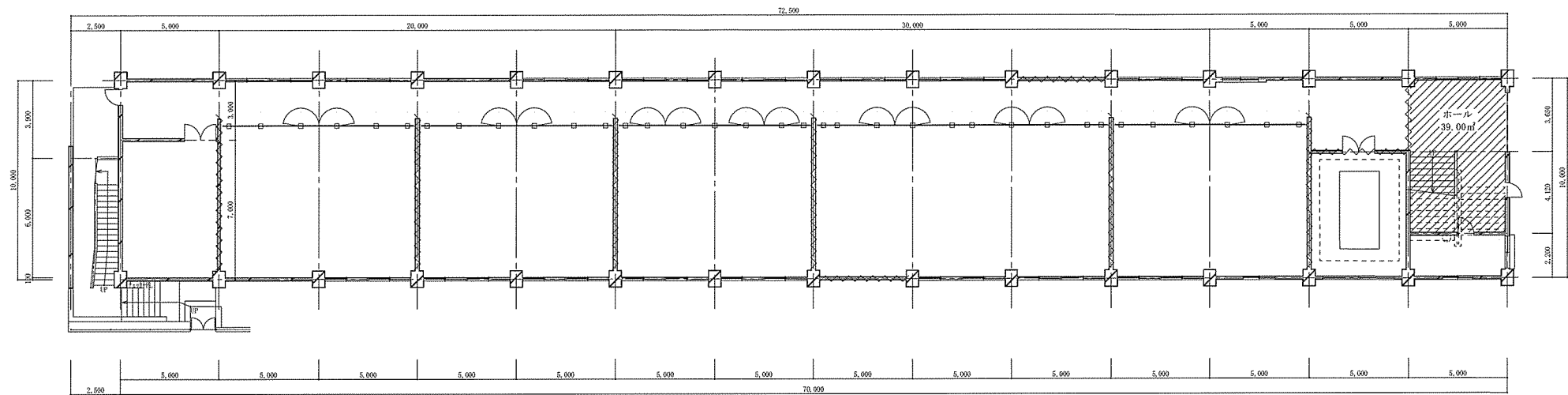
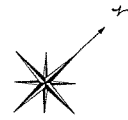


案内図 1 : 15,000

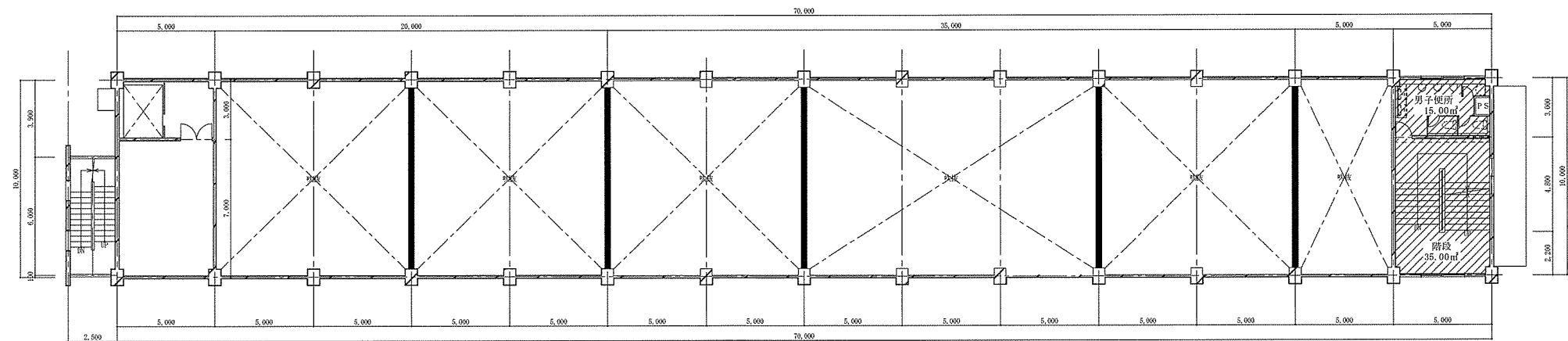


配置図 1 : 4,000

名称	施設等清掃役務		5
図名	案内図・配置図	縮尺	8
陸上自衛隊教育訓練研究本部総合企画部管理課			



1 階平面図 1:300

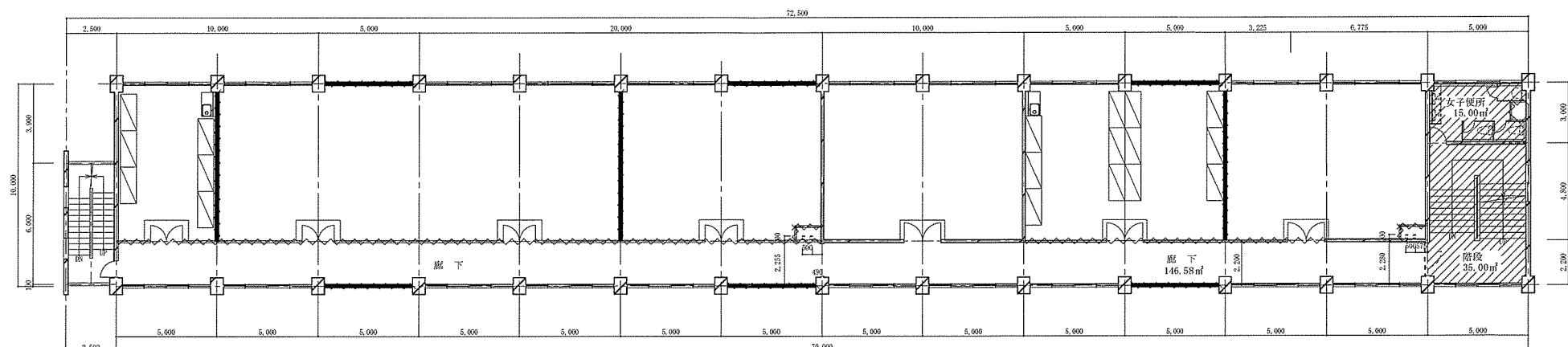


中 2 階平面図 1:300

凡 例

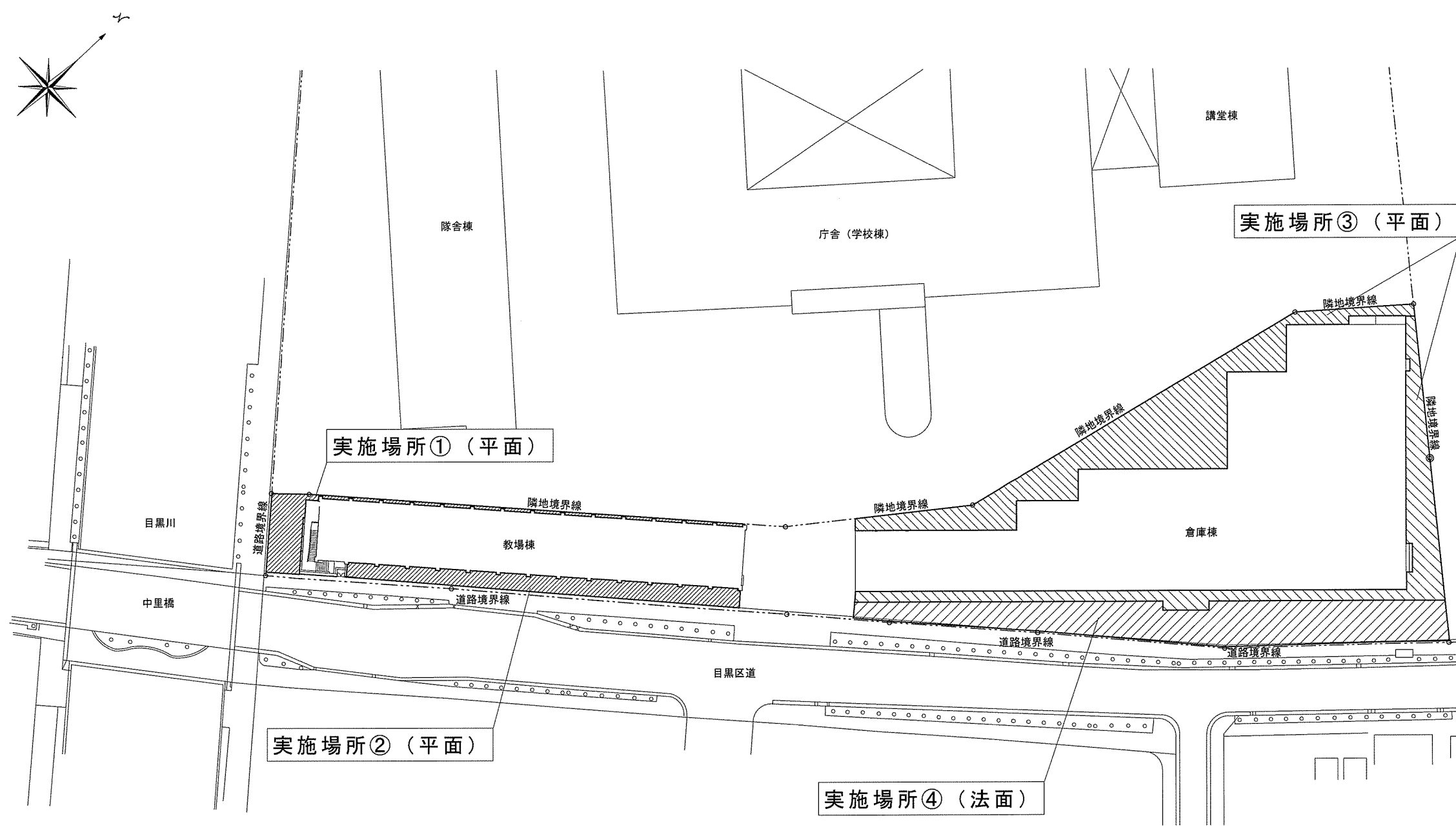
 : 清掃実施場所

名 称	施設等清掃役務		6
図 名	1 階・中 2 階平面図	縮 尺	1:300
陸上自衛隊教育訓練研究本部総合企画部管理課			

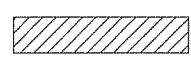


 : 清掃実施場所

名 称	施設等清掃役務		7 8
図 名	2 階・3 階平面図	縮 尺	1:300
陸上自衛隊教育訓練研究本部総合企画部管理課			



凡 例

 : 草刈作業実施場所

区 分	面 積
実施場所①～③（平面）	1,397.3㎡
実施場所④（法面）	555.6㎡
合 計	1,952.9㎡

名 称	施設等清掃役務		8
図 名	草刈作業配置図	縮 尺	1 : 800
陸上自衛隊教育訓練研究本部総合企画部管理課			